

各 所 属 長 様
各 学 校 長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公益法人への派遣等から職務復帰した職員等の勤労者財産
形成貯蓄契約の継続方法について(通知)

勤労者財産形成貯蓄（以下「財形貯蓄」という。）を行っている県職員が「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」により、公益法人等に派遣されて県から給与を受けない場合又は当該公益法人等から県に復職した場合、財形貯蓄においては、「転職」者として取扱われます。

また、国、他都道府県及び市町村等から本県職員に採用された場合も、同様の取扱いになります。これら「転職」者が、転職前の団体で行っていた財形貯蓄については、転職後の団体にそのままでは引き継がないことになっていきますので、継続を希望する場合は、転職後の団体で取り扱う金融機関等で手続が必要となります。

このため、上記に該当する職員がおられましたら、貴職からその旨周知くださるようお願いいたします。

記

1 取扱金融機関等

別紙1「取扱金融機関等一覧表」のとおり

2 旧勤務先で財形貯蓄契約した金融機関等が県の取扱金融機関等でない場合

取扱金融機関等以外と契約することはできませんので、別紙1「取扱金融機関等一覧表」から選択し、手続を行うことで、従前の契約に基づいた新契約へ移し替えることができます。なお、手続の方法等については各金融機関にお問い合わせください。

3 手続期間

職員が派遣後職務に復帰した日又は旧勤務先退職の日から2年以内

4 その他

財形貯蓄契約の締結方法等については、平成30年5月16日付け30高教福第206号の高知県教育長通知に準じることとなりますので注意してください。

また、新たに派遣される職員で県から給与が支給される職員は、6月及び12月については期末手当のみからの控除となります。控除金額が大きいと、控除できない場合がありますので、ご注意ください。

なお、別紙2「財形貯蓄に関する派遣職員の手続等について」を参照ください。

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
財形貯蓄担当
電話 (088) 821-4905

取扱金融機関等一覧表

| 金融機関名 | 担当部課 | 電話番号 | 住所 |
|------------------|-----------------------------------|--------------|------------------------------|
| 株式会社四国銀行 | 地域振興部 | 088-871-2458 | 高知市南はりまや町一丁目1-1 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社(注) | (事務取扱)三菱UFJ信託銀行株式会社 財形事務センター | 0120-31-1288 | 東京都豊島区西池袋1-7-7 (東京西池袋ビル) |
| 株式会社高知銀行 | 事務システム部 振込センター | 088-871-1082 | 高知市本町3丁目3番47号 |
| 四国労働金庫 | 高知営業本部 | 088-823-3111 | 高知市本町四丁目1-32 |
| 高知信用金庫 | 業務推進本部 | 088-882-2525 | 高知市はりまや町二丁目4-4 |
| 幡多信用金庫 | 業務部 | 0880-34-2121 | 四万十市中村京町一丁目17 |
| 野村證券株式会社(注) | (事務取扱)野村ビジネスサービス株 式会社 財形事務センター | 0120-148-604 | 東京都中央区日本橋1-9-1 野村證券ビル別館7F |
| 大和証券株式会社(注) | (事務取扱)大和証券ビジネスセンター 制度事務部 | 0120-474-047 | 東京都江東区東陽2-3-2 |
| 第一生命保険株式会社 | 契約サービス部 財形課 | 0120-998-665 | 東京都江東区豊洲3-2-3 私書箱504号 |

(注) 三菱UFJ信託銀行株式会社、野村證券株式会社、大和証券株式会社は新規申込みを停止中(既契約者の金額等の変更及び解約は可能)

財形貯蓄に関する派遣職員の手続き等について

- ① 県から給与の支給を受けない派遣先から県に復帰する職員
県が支給する給与からの控除になるため、「転職」扱いとなります。
そのため、引き続き財形貯蓄を継続しようとする場合は、県が協定している取扱い金融機関等と財形貯蓄継続の手続きが必要となります。
また、3月中（4月分の財形貯蓄控除処理に間に合うよう）に提出いただいた場合でも、システムの都合上、5月分からの給与より控除になる場合があります。
- ② 新たに派遣される職員
 - ア 県から給与の支給を受ける職員
これまでどおり、県の給与より控除します。しかし、ボーナス時の控除が期末手当のみからとなりますので、控除金額が大きいと、控除できない場合があります。
また、海外派遣となる場合、出国までに金融機関への手続き等が必要となる場合がありますので、契約金融機関へお問い合わせください。
なお、手続きを行った場合、帰国後にも手続きが必要となります。
 - イ 派遣先から給与の支給を受ける職員
「転職」扱いとなります。
そのため、職員が引き続き財形貯蓄を継続しようとする場合は、派遣先団体が協定する金融機関等と財形貯蓄継続の手続きが必要となります。